

## 令和5年度伊勢市個人情報保護制度実施状況

伊勢市における個人情報保護制度は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）をはじめとする関係法令のほか、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号）により運用しておりますが、その実施状況は次のとおりです。

### 1 個人情報取扱事務の届出

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、あらかじめその取扱事務の名称、利用の目的等についての届出を市長に行わなければなりません。

令和5年度における実施機関からの届出件数は44件でした。

(単位：件)

実施機関名	件数
市長	42
教育委員会	1
病院事業管理者	1
合計	44

### 2 個人情報取扱事務の廃止、変更の届出

実施機関は、個人情報取扱事務の届出に係る取扱事務を廃止又は変更する場合は、その旨を届出なければなりません。

令和5年度における事務の廃止の届出は17件でした。

(単位：件)

実施機関名	事務の廃止
市長	17
合計	17

### 3 実施機関別の登録

令和5年度末における個人情報取扱事務の登録件数は、603件となり、実施機関別の登録件数は、次のとおりです。

実施機関別の事務の登録状況 (令和6年3月31日現在)

実施機関名	件数
市長	492
教育委員会	53
病院事業管理者	12
選挙管理委員会	5

監査委員	2
農業委員会	3
消防長	36
合 計	603

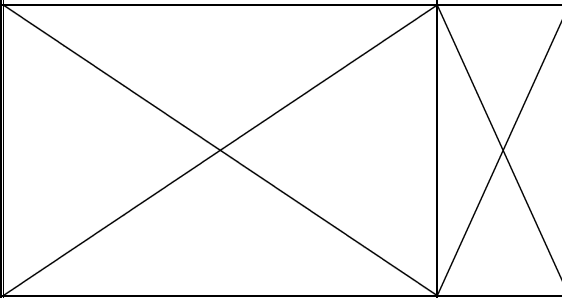
4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等

令和5年度における保有個人情報の開示請求件数は20件でした。訂正及び利用停止の請求はありませんでした。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
開示	1	2	2	2	0	4	1	1	3	2	1	1	20

なお、開示請求の実施機関別状況は次のとおりでした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市 長	戸籍住民課	10	消防長	1
	介護保険課	3		
	生活支援課	1		
	福祉総合支援センター	1		
	保育課	2		
	二見生活福祉課	1		
	小俣生活福祉課	1		
	計（7課）	19		
合 計				20

5 保有個人情報開示請求者別状況

令和5年度における保有個人情報開示請求者数は、延べ20人でした。その状況は、次のとおりです。

請求者別状況

(単位：人)

本 人		17
代理人	法定代理人	2
	任意代理人	1
合 計		20

6 開示請求の決定状況

(1) 決定状況

保有個人情報開示請求に対するその決定状況は、開示4件、一部開示8件、不存在9件でした。

(単位：件)

区 分	請 求	開 示	一部開示	不開示	拒否	不存在	小計	取下げ
件 数	20	4	8	0	0	9	21	1

※ 1件の請求について、複数の決定を行ったものがありました。

(2) 一部開示等理由別内訳

一部開示、不開示となった理由は次のとおりです。

なお、1件の請求に対して複数の理由のものがありました。

(単位：件)

不 開 示 理 由 等	一部開示	不開示	合計
生命・財産等侵害情報（法第78条第1号）	1	X	1
第三者の個人情報（法第78条第2号）	8		8
法人等情報（法第78条第3号）	1		1
国等信頼関係情報（法第78条第4号）	0		0
公共の安全、秩序維持情報（法第78条第5号）	0		0
審議・検討・協議等情報（法第78条第6号）	0		0
行政運営情報（法第78条第7号）	0		0
存否応答拒否（法第81条、法第82条第2項）	X	0	0
個人情報不存在（法第82条第2項）		9	9
合 計	10	9	19

7 目的外利用及び外部提供

実施機関は、目的外利用等の根拠がある場合は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関の内部で利用をし、又は実施機関以外のものへ提供することができますが、令和5年度における目的外利用の届出は56件、外部提供の届出は80件でした。その状況は次のとおりです。

なお、1件の目的外利用等に対して複数の根拠のものがあります。

(1) 実施機関別の目的外利用等の届出 (単位：件)

	目的外利用	外部提供	計
市 長	56	73	129
教 育 委 員 会	0	0	0
消 防 長	0	6	6
農 業 委 員 会	0	1	1
合 計	56	80	136

(2) 目的外利用等の根拠

(単位：件)

法令に基づく場合（法第 69 条第 1 項）	80
本人同意又は本人への提供（法第 69 条第 2 項第 1 号）	26
法令に定める所掌事務等の遂行のための内部利用（法第 69 条第 2 項第 2 号）	33
他の行政機関等への提供（法第 69 条第 2 項第 3 号）	4
専ら統計の作成又は学術研究の目的、明らかに本人の利益になるとき等を理由とした提供（法第 69 条第 2 項第 4 号）	0

## 8 審査請求の状況

保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に対して、令和 5 年度の審査請求はありませんでした。